

2013年4月25日

テレコムクレジット株式会社代理人
弁護士
同

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL 048-844-8971 / FAX 048-844-8973
検討委員長 長 田 淳

再お問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会から送付いたしました平成 25 年 1 月 7 日付け「お問合せ」文書に対する、貴社からの平成 25 年 2 月 13 日付け回答書を受領いたしました。ご回答に感謝申し上げます。

貴社のご回答に対しまして、当会の専門員で構成する検討委員会で検討した結果、以下の点について、改めてご意見を伺いたく、ご連絡いたします。

つきましては本再お問合せに対する回答を、平成 25 年 5 月 13 日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本問い合わせ書及び貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがある旨を、念のため申し添えます。

敬具

記

- 1 貴社は、貴社と貴社の利用者との間の取り決めにおいて、「カード名義人様とサイト運営業者様間にて行われた取引に関しましては当社は取引の当事者とはならず、いかなる責任も負いかねますのでカード名義人様は自己の責任においてサイト運営業者との取引を行ってください。」と規定されており、貴社決済代行の加盟店であるサイト運営業者との間の取引について利用者に対して一切責任を負わないものとされています。

この点、貴社は、貴社がクレジット決済代行者であり、サイト利用者とはサイト利用契約の当事者関係にないことから、債務不履行責任を負わない旨を確認したにすぎない、とご主張されます。

しかしながら、貴社はクレジット決済代行者として、クレジットカード決済を用いるサイト利用者との間に、サイト内でクレジットカード決済により立替払いができるようにする契約が存在していることは明らかであるところ、貴社は、サイト利用者に対し、サイト利用契約に関してもサイト利用者には不当な損害が生じないよう、サイト運営事業

者を適切に管理するという加盟店管理責任を負っています。上記条項は、貴社がサイト利用者に対して負っている加盟店管理責任に不履行があり、その結果サイト利用者に対して損害を与えた場合にも一切責任を負わないと定めており、消費者契約法8条1号、2号に違反するおそれがある条項と考えられます。

仮に、サイト利用者との間に契約関係がないとしても、上記条項は、サイト利用に関して生じた貴社の不法行為責任についても全部免除する内容となっており、消費者契約法8条3号に違反するおそれがあると考えられます。

繰り返しになり恐縮ですが、再度、貴社がこのような取り決めに定めている理由についてお知らせ下さい。

- 2 また、貴社と消費者との間には、上記のとおり契約関係が存在しております。当会は、一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約について、消費者の権利擁護の観点から、契約条項について調査・検討を行っている団体でありますところ（消費者契約法13条）、貴社の決済代行契約に関する利用者との取り決めについて、事実関係を正確に把握する必要がありますので、利用規約や取り決めに開示下さいますようお願いいたします。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8971 FAX : 048-844-8973

(埼玉県生協連内)